

大阪府廃棄物処理計画の概要

1. 計画改定の背景等

前計画では、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成 9 年度の概ね半分にするという平成 22 年度目標と、その達成をみすえて設定した平成 17 年度の最終処分量を数値目標として掲げた。前計画期間中の経済・社会動向等の変化を踏まえ、平成 17 年度の減量化目標等の進捗状況の評価を行い、平成 22 年度の減量化目標と施策の見直しを行う。

2. 計画の性格

廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき、国の基本方針に即して策定
市町村の一般廃棄物処理基本計画は本計画と整合
大阪府環境総合計画の廃棄物分野の個別計画であるとともに、大阪府循環型社会の形成に関する基本方針を踏まえ策定

3. 計画期間

前計画は、最終処分量を平成 22 年度に平成 9 年度比概ね半減することをみすえつつ、平成 17 年度を目標年度としたものであり、今回の改正では、その平成 17 年度の減量化目標の達成状況の評価を行い、引き続き平成 22 年度を目標年度とする計画として取りまとめた。

4. 基本理念等

基本理念：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成する。
基本方針： 廃棄物の発生を抑制する。 リユース・リサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならぬ廃棄物を可能な限り削減する。 どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。 府民、事業者、市町村等と連携して取り組む。

< 循環型社会の形成に向けた将来ビジョン：循環型社会の基盤の確立 >
「環境への負荷が低減された生活様式の定着」、「循環資源を活用した事業活動の定着」、「適正処理の徹底」が進み、「もの」との関わりにおいて、その使用後のことまでも考慮にいたした活動様式が定着
「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」に至る循環資源の流れが有機的に連携し、資源の循環的な利用が自立的に進んでいく社会
「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」の各段階での循環資源の受け渡しが円滑に行われるよう課題を明確にし、その解決に取り組む。

5. 減量化目標

前計画の平成 17 年度目標の達成状況を踏まえ、平成 22 年度目標を下記のとおり見直す。廃棄物の最終処分量を平成 22 年度までに 20%削減することとした。

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H17 実績	H17 目標	H22 目標	H17 実績	H17 目標	H22 目標
排出量	428 万ト	450 万ト	420 万ト	1,728 万ト	1,872 万ト	1,766 万ト
再生利用量	45 万ト	68 万ト	88 万ト	545 万ト	506 万ト	568 万ト
最終処分量	70 万ト	84 万ト	56 万ト	67 万ト	111 万ト	53 万ト

6. 廃棄物対策における課題

- (1)大量に発生する廃棄物とリサイクルの推進
一般廃棄物については、1 人当たりの排出量が全国一、リサイクル率は全国で二番目に低い。産業廃棄物については、今後、建設廃棄物の増加が見込まれる。
- (2)困難な廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理施設の設置は困難な状況。
- (3)有害廃棄物の適正処理
飛散性アスベスト廃棄物の排出量の増加が見込まれる。また、毒性、感染性を有する有害廃棄物の確実な適正処理が重要
- (4)悪質化する不適正処理
不正軽油の密造に伴う硫酸ピッチの放置など、悪質化・巧妙化が進んでいる。

7. 重点施策

- (1)リサイクル・排出抑制の推進
ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの推進
家庭ごみの排出削減の推進
事業者の自主的な取組みの支援
建築物の長期的活用の推進
製品等の長寿命化等の促進
容器包装リサイクルの推進
家電リサイクルの推進
建設リサイクルの推進
自動車リサイクルの推進
食品リサイクルの推進
- (2)資源循環の推進に向けた基盤整備
分別収集体制の拡充
資源化施設等の整備促進
循環型ビジネスの振興
再生品の利用促進
- (3)適正処理の徹底
排出事業者に対する指導の徹底
有害廃棄物の適正処理の徹底
不適正処理の根絶
優良な産業廃棄物処理業者の育成
- (4)各主体との連携
府民・事業者・市町村等との連携の強化
環境教育・啓発の推進
情報公開の推進

8. 個別施策

- (1)一般廃棄物
減量化目標達成のための施策
・府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進
・市町村の分別収集の促進
・一般廃棄物処理の有料化の推進
・家電リサイクルの推進
・事業系一般廃棄物のリサイクルの促進 等
適正なごみ処理の推進
・市町村等による施設の整備促進
・ダイオキシン類対策
・石綿（アスベスト）対策
・広域化の推進
・最終処分場の確保
・再生資源業者等の活用及び育成
・一般廃棄物処理事業の効率化の促進 等
し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進
・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
・汚泥の資源化の促進 等
市町村に対する技術的援助
・ごみ処理技術の向上のための情報発信 等
- (2)産業廃棄物
減量化目標達成のための施策
・事業者の自主的な取組みの促進
・建設廃棄物の発生抑制・リサイクル
・再生品の使用促進
適正処理の推進
・排出事業者に対する指導の徹底
・有害産業廃棄物の適正処理
（ダイオキシン類、PCB 廃棄物、石綿（アスベスト）廃棄物、感染性産業廃棄物）
産業廃棄物処理施設の整備
健全な処理業者の育成
・優良処理業者の育成と情報公開 等
不適正処理対策
・不適正処理の未然防止等
・不適正処理の原状回復
- (3)循環型社会の形成に向けた施設整備
民間リサイクル施設の立地促進
循環型社会を目指した市町村の施設整備
最終処分場の再生
- (4)各主体の役割と連携等
府民・事業者・行政の役割
府民・事業者・行政の連携
国際協力
計画の進行管理